

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの 開催等及び市有施設の開館に関する指針」の改正について



ターゲット 3.3

令和3年3月10日

郡山市保健福祉部

保健所総務課

担当：朝倉 陽一

TEL：924-2120

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等及び市有施設の開館に関する指針」について、令和3年3月10日に別紙のとおり改正いたしました。

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等
及び市有施設の開館に関する指針（令和３年３月１０日改正）

１ これまでの経緯と現状認識

国においては、令和２年４月７日に、東京都や大阪府など７都府県に新型インフルエンザ対策特別措置法(以下「法」という。)に基づく緊急事態宣言を行い、４月１６日にはその区域を全国に拡大した。その後、感染状況の評価・分析等を踏まえ、対象区域の見直しを行い、５月１４日には８都道府県に、５月２１日には５都道県に縮小する区域変更を経て、５月２５日には、法に基づく緊急事態解除宣言を行うとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を見直し、移行期間として概ね３週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきた。その後、８月２４日に９月末までは維持するとしていた開催制限を感染状況やこれまで得られた知見を踏まえ、９月１１日に見直したのち、１１月１２日に基本的に当面２月末まで現在の取扱いを維持することとした。その後、令和３年１月７日に埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川の区域を対象に「緊急事態宣言」を発出、１月１３日の区域変更、２月２日の期間延長及び区域変更に合わせて、該当地域におけるイベント開催制限の一部見直しを行った。その後、２月２６日に当面４月末までその期間を延長することとした。

福島県においては、令和２年５月１５日に「緊急事態措置」を解除し、今後の「感染拡大防止対策」を発表するとともに、５月２７日に見直しが行われた。その後、７月３０日の見直しを経て、８月２７日に開催制限を９月末まで継続することとしたが、国の方針を踏まえ、９月１７日、１１月１９日に見直しを行った。その後、令和３年２月２６日に３月３１日まで期間を延長としたのち、３月４日に４月末までその期間を延長することとした。

本市においては、令和２年２月２０日に本指針を策定し、随時見直しを行いながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に努めてきたところであるが、今般の国及び県の「感染拡大防止対策」の見直しを踏まえ、市主催等のイベントの開催等及び市有施設の開館について、次のとおりとする。

２ 市有施設の開館について

市有施設は、安全性や適切な感染予防策等を講じた上で開館する。ただし、感染状況や施設の特性、利用形態等を考慮し、その全部又は一部の使用休止や定員変更、入場制限、時間制限等を設けることがある。

３ 市主催等イベント等開催について

(１) 基本的考え方

- ① イベント等の開催に当たっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式(*1)」の考え方を踏まえ、感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。
- ② 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等の開催については、十分な人と人との間隔（できるだけ２ｍ）が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能である場合に限るものとし、当該間隔の維持が困難な場合は、中止を含め慎重に検討することとし、以下の条件がすべて担保される場合には、開催可能とする。

ア 身体的距離の確保

移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）、区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保。

イ 密集の回避

定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場。

ウ 飲食制限

飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底、過度な飲酒の自粛。

エ 大声を出さないことの担保

大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。

オ 催物前後の行動管理

イベント前後の感染防止の注意喚起。(可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進。)

カ 連絡先の把握

可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握、接触確認アプリ(COCOA)等の導入に向けた具体的措置の徹底。(アプリのQRコードを入口に掲示すること等)

③ 上記②以外のイベント等については、次に掲げる人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

ア 人数上限の目安

以下、(2)イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置及び4イベント開催時の必要な感染防止策に留意し、開催制限の緩和を適用する条件が担保されている場合、5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方を上限とし、条件が担保されていない場合は5,000人を上限とする。

イ 収容率の目安

「感染リスクの少ないイベント(*2)」(クラシック音楽コンサート等)については「100%以内(*4)」に緩和する。「その他のイベント(*3)」(ロックコンサート、スポーツイベント等)については50%以内とし、座席等により参加者の位置が固定される場合にあっては、異なるグループ(又は個人)間では座席の間隔を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよいものとする。

(2) イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

① 消毒の徹底(感染リスクの拡散防止)

② マスク着用の担保(感染リスクの拡散防止)

マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布・販売を行い、マスク100%を担保

③ 参加者及び出演者の制限(感染リスクの拡散防止)

有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底(検温の実施、有症状者の出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等)

④ 参加者の把握(感染リスクの拡散防止)

事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ(COCOA)等の具体的措置を講じること。

⑤ 大声を出さないことの担保(大声の抑止)

大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備(人員の配置等)、スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体

制を整備

⑥ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における「三密(*5)」の抑止）

入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）、十分な換気、休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止

⑦ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせることを。

⑧ 催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）

公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

4 イベント開催時の必要な感染防止策

収容率 50%を超えるイベント等を開催する場合にあっては次の(1)から(3)まで（収容率 50%以下のイベント等を開催する場合にあっては(2)及び(3)）に留意する。

(1) 徹底した感染防止等

- ① マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。（マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク 100%を担保。）
- ② 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの（マスク着用を前提に隣席の者との日常会話程度は可、演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低 2 m））

(2) 基本的な感染防止等

- ① 上記(1)は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める。）
- ② マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと。大声を出す者がいた場合等についても個別に注意等を行うこと
- ③ こまめな手洗いの奨励
- ④ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、マイク等、ウイルスが付着した可能性のある場所、物品等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑤ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑥ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避（必要に応じ、人員の配置、動線の確保等の体制を確保するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限。）
- ⑦ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（5 名以内の同一の観客グループ間では座席を空けず、グループ間は 1 席（立席の場合は 1 m）空ける。）
- ⑧ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を 2 m 確保
- ⑨ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）を確保
- ⑩ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ⑪ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染リスクを高めるため、収容率が 50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
- ⑫ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置（ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等

のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要)

⑬ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握、接触確認アプリ（COCOA）等の奨励（アプリのQRコードを入り口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入。）

⑭ 有症状者は出演・練習を控え、演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。

⑮ 合唱等、声を発する演者間での感染リスクへの対処

⑯ イベント前後の感染防止の注意喚起（可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進。）

⑰ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ウェブサイト等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

① 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討（来場者の区画を限定、管理したイベントであれば開催可能。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催事前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。）

② 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者又はイベントの主催者は、開催要件等について福島県に事前に相談

③ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和3年4月30日までとする。

6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向、国及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。

7 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

（略・令和2年2月25日、同年3月24日、同年4月6日、同年4月18日、同年5月11日、同年5月16日、同年6月1日、同年8月1日、同年9月1日、同年9月19日、同年12月1日、令和3年3月1日施行）

この指針は、令和3年3月10日から施行する。

「新しい生活様式(*1)」：令和2年5月4日新型コロナウイルス専門家会議からの提言に基づく感染拡大を防止するための生活スタイル

「感染リスクの少ないイベント(*2)」：大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例

○音楽：クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート

○演劇等：現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等

○舞踊：バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等

- 伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
- 芸能・演芸：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
- 公演・式典：各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式、卒業式、成人式、入社式 等
- 展示会：各種展示会、商談会、各種ショー

「その他のイベント(*3)」：大声での歓声・声援等が想定されるものの例

- 音楽：ロックコンサート、ポップコンサート 等
- スポーツイベント：サッカー、野球、大相撲 等
- 公演：キャラクターショー、親子会公演 等

※ 上記イベント(*2) (*3)は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

「100%以内(*4)」：100%開催の具体的要件（次のいずれにも該当するもの。）

- ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

「三密(*5)」：① 換気の悪い「密閉空間」、② 多数が集まる「密集場所」、③ 間近で会話や発声をする「密接場面」